

こんにちは！川崎南部就労援助センターです！みなさまへセンターからのお知らせなどをおつたえします



10月のお知らせ

就職サポート説明会

第8回

2021年10月14日(木)

10:00~11:30

第9回

2021年10月29日(金)

13:30~15:00

参加ご希望の方は

当センターへ

お問い合わせください

川崎南部就労援助センター

〒210-0024

川崎市川崎区日進町5-1

川崎市複合福祉センター

ふくふく3階

TEL:044-201-8663

まずはお電話でお気軽にお問い合わせ、
ご相談ください

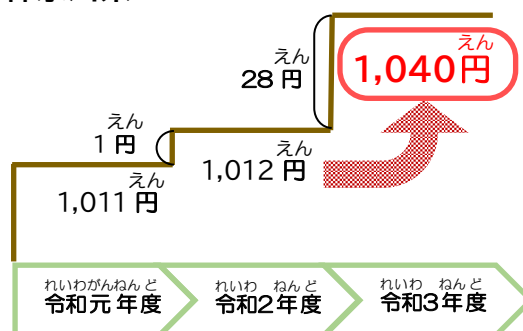
URL: <http://www.aotori-y.jp/kawasaki-south-syuro/>

最低賃金が引き上げられます

地域別最低賃金は、地域の物価や生活に必要な費用を基準に定められた賃金で、毎年、各都道府県の労働局で審議し、決定されます。

神奈川県は、令和3年10月1日より、時間額1,040円に引き上げられることになりました。

<神奈川県>



令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きく、前年からの引き上げ幅は1円にとどまりましたが、今年は28円のアップとなりました。

ちなみに東京都は、引き上げ幅28円で1,041円となります。最低賃金は、住んでいる場所ではなく、勤務地のある都道府県の金額が適用されます。

最低賃金の全国平均は930円ですが、政府はこれを、より早い時期に1,000円とすることを目指しており、今後も最低賃金は引き上げられることが予想されます。

神奈川県労働局のホームページに、最低賃金のお知らせが掲載されていますので、こちらをご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saiteichingin_chinginseido/saichin.html



求職支援、定着支援のご相談をお受けします。
お待ちしております。